ロ　受贈宅地等の譲渡につき法第七十条の六の八第五項の承認があつた場合における同項第三号の規定により同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特例受贈事業用資産とみなされた資産　(1)に掲げる面積に(2)に掲げる割合を乗じて計算した面積

(1)　法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けた受贈宅地等の面積

(2)　法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする当該特例受贈事業用資産の価額として財務省令で定める金額が法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けた受贈宅地等の当該贈与の時（同条第十八項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日。ハ(2)において同じ。）における価額のうちに占める割合

ハ　イ又はロに掲げるものの現物出資による移転につき法第七十条の六の八第六項の承認があつた場合における同項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特例受贈事業用資産とみなされた株式又は持分　(1)に掲げる面積に(2)に掲げる割合を乗じて計算した面積

(1)　ロ(1)に掲げる面積

(2)　法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする当該特例受贈事業用資産のうち受贈宅地等に相当する部分の価額として財務省令で定める金額が法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けた受贈宅地等の当該贈与の時における価額のうちに占める割合

第四十条の七の十第三十五項第六号ロ中「係る」の下に「法第七十条の六の八第一項に規定する」を加え、同条第三十八項中「他の」の下に「同条第二項第二号に規定する」を加える。

第四十条の八の十一第一項の表法第七十条の七の九第一項の項及び法第七十条の七の十第一項の項中「平成三十二年九月三十日」及び「令和二年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改める。

第四十二条の三第三項第一号中「第五十八条第一項第十一号」を「第五十八条第一項第十三号」に、「(次号」を「(同号」に改める。

第四十二条の六第一項中「第七号」を「第八号」に、「ワ」を「カ」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　株式交付

第四十五条の四に次の一項を加える。

3　消費税法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「経過した日（消費税法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」とする。

第四十六条に次の一項を加える。

4　消費税法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「経過した日」とあるのは、「経過した日（消費税法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」とする。

第四十六条の二第一項中「まで」と「に」と「と」に改め、同条第四項第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第四十六条の三中「第八十六条の五第八項又は第十項」を「第八十六条の五第十項又は第十二項」に改める。

第四十六条の八の見出し中「相続又は合併」を「相続等」に改め、同条第一項中「)に」を「)又は事業譲渡（酒税法第十九条第一項に規定する事業譲渡をいう。以下この項において同じ。）に、「)で」を「)又は譲受者で」に改め、「かつ、相続」及び「当該相続」の下に「又は事業譲渡」を、「含む。）」の下に「又は譲渡者」を加え、同条第二項中「当該相続」の下に「又は事業譲渡」を、「含む。）」の下に「又は譲渡者」を加える。

第四十六条の八の二第一項中「及び次条第二項」を削り、同条第二項第一号中「及び次条第二項第二号」を削り、同項第二号中「及び次条第二項第三号」を削る。

第四十六条の八の三の見出し中「及び購入明細書」を削り、同条第二項を削る。

第四十六条の八の四第二項第三号中「掲げる酒類の製造場」の下に「（当該酒類の製造場に係る輸出物品販売場（同号に規定する輸出物品販売場をいう。第六項第二号において同じ。）が消費税法施行令第十八条の二第二項第三号に規定する自動販売機型輸出物品販売場である場合を除く。）」を加え、同条第六項第二号中「(法第八十七条の六第七項第二号に規定する輸出物品販売場をいう。)」を「第十八条の二第十六項」に改める。

第四十六条の十二第二項第一号中「この条から第四十六条の十六まで、第四十六条の十八、第四十六条の二十二及び第四十六条の二十七」を「第四十六条の二十七まで」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　バイオエタノール等揮発油の製造の用に供するバイオエタノール、カーボンリサイクルエタノール又はエチル―ターシャリ―ブチルエーテル（それぞれ法第八十八条の七第一項各号に規定するバイオエタノール、カーボンリサイクルエタノール又はエチル―ターシャリ―ブチルエーテルをいう。次号、次条第一項及び第四十六条の十六において同じ。）の別

第四十六条の十二第二項第二号ハ中「又は」を「、カーボンリサイクルエタノール又は」に改める。

第四十六条の十三第一項中「(バイオエタノール」の下に「、カーボンリサイクルエタノール」を加え、「この項、次項、第四項及び第十項並びに」を「この条及び」に、「又は第二号」を「、第二号又は第三号」に改め、同条第六項中「第八項まで及び第十項並びに第四十六条の十六第三項及び第五項」を「この条及び第四十六条の十六」に、「第四十六条の十六第五項」を「同条第五項」に改める。

第四十六条の十六第一項中「する者」の下に「又は証明済バイオエタノール等（法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」を加え、「バイオエタノールの譲渡者」を「バイオエタノールの譲渡者等」に改め、同項各号中「の規格」を「又はカーボンリサイクルエタノールの規格」に改め、同条第二項中「バイオエタノールの譲渡者」を「バイオエタノールの譲渡者等」に改め、同項各号中「バイオエタノール」の下に「又はカーボンリサイクルエタノール」を加え、同条第三項中「第八十八条の七第一項第二号」を「第八十八条の七第一項第三号」に、「輸入者及び」を「輸入者又は」に改め、同条第五項中「又は」を「、当該カーボンリサイクルエタノール又は」に改める。

第五十一条の二第二項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第五十五条第一項中「第三十八条の四第二十三項」を「第三十八条の四第二十四項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十七条第二項の改正規定及び第三十九条の二十六第二項の改正規定並びに附則第九条及び第三十九条の規定　令和二年六月二十一日

二　附則第五十六条の規定　令和二年十月一日

三　第二十六条の六の二の次に一条を加える改正規定、第二十六条の二十八の三第六項第二号イ及びロの改正規定、第三十九条の十一第一項の改正規定並びに第三十九条の百十一第一項の改正規定並びに附則第二十六条の規定　令和三年一月一日

四　第二十五条の十の二第十四項第二十七号の改正規定（同号イ中「を提出して」を「(イ及び第二十五条の十の九第五項において「特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」という。）の提出（当該特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法による当該特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。）をして」に改める部分を除く。）、第二十五条の十三の改正規定（同条第八項第二号中「第十項及び第二十五条の十三の八」を「以下この条、次条第二項及び第四項並びに第二十五条の十三の八」